

(介護予防) 訪問看護サービスのご案内

(契約書別紙兼重要事項説明書)

涌谷町訪問看護ステーション

この「重要事項説明書」は、介護保険法及び健康保険法等関連法の規定に基づき、(介護予防) 訪問看護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 事業者（法人）の概要

名称	涌谷町
代表者	涌谷町長 遠藤 稔雄
所在地	宮城県遠田郡涌谷町字新町裏 1 5 3 番地 2

2 ご利用事業所の概要

名称	涌谷町訪問看護ステーション
サービスの種類	(介護予防) 訪問看護
指定番号	3 1 9 0 0 1 7 (医療保険) 0 4 6 3 1 9 0 0 1 7 (介護保険)
所在地	宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南 2 7 8 番地
電話・FAX番号	T E L 0 2 2 9 - 4 3 - 5 1 1 1 (代表) T E L 0 2 2 9 - 4 3 - 3 8 8 0 (直通) F A X 0 2 2 9 - 4 3 - 2 2 5 1
管理者	下平 裕子
通常の事業の実施地域	涌谷町、美里町、大崎市、登米市、石巻市

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	訪問看護を提供することにより、家庭における療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持・回復を図り、生活機能の向上を目指すことを目的とします。
運営の方針	必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めます。 また、関係市区町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

4 (介護予防) 訪問看護サービスの内容

- ① 病気の状態観察や処置
- ② 身体の清潔や保持
- ③ 排泄の介助
- ④ 療養上の医療機器の管理
- ⑤ 食事介助・指導・栄養管理
- ⑥ 機能回復訓練（リハビリテーション。理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものです。）
- ⑦ 家族への介護指導・相談
- ⑧ 看取りの支援
- ⑨ その他、必要な看護

5 営業日時

営業日：月曜日から土曜日まで

休日：日曜日・祝祭日・12月29日から翌年1月3日まで

営業時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※ 年間を通して24時間いつでも連絡がとれる体制を設けております。希望する方は、申し込み用紙をご記入の上、当ステーションまで提出願います。

6 職員体制

管理者：常勤1名

看護師：常勤3名以上 理学療法士：常勤1名以上 作業療法士：常勤1名以上

7 緊急時における対応方法

訪問看護実施中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。また、しかるべき処理をした場合、速やかに主治医に報告します。

8 虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため、次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果は従業員へ周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業員に対し虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- ④ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ⑤ 訪問看護提供中に、従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9 ご利用料金について

<介護保険による訪問看護を利用できる方>

介護保険の被保険者で、要介護・要支援状態の認定を受けて、主治医が訪問看護の必要を認めた方

令和6年6月1日現在

サービス内容			金額（円）	利用者担額（円）		
				1割負担	2割負担	3割負担
看護師 による訪問	20分未満	要介護	3,140	314	628	942
		要支援	3,030	303	606	909
	30分未満	要介護	4,710	471	942	1,413
		要支援	4,510	451	902	1,353
	30分以上 60分未満	要介護	8,230	823	1,646	2,469
		要支援	7,940	794	1,588	2,382
	60分以上 90分未満	要介護	11,280	1,128	2,256	3,384
		要支援	10,900	1,090	2,180	3,270
理学療法士 作業療法士 による訪問	20分未満	要介護	2,940	294	588	882
		要支援	2,840	284	568	852
	20分以上 40分未満	要介護	5,880	588	1,176	1,764
		要支援	5,680	568	1,136	1,704
	40分以上 60分未満	要介護	7,950	795	1,590	2,385
		要支援	4,260	426	852	1,278
複数名訪問加算Ⅰ （看護師）	30分未満		2,540	254	508	762
	30分以上		4,020	402	804	1,206
緊急時訪問看護加算Ⅱ（月1回）			5,740	574	1,148	1,722
特別管理加算Ⅰ（月1回）			5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ（月1回）			2,500	250	500	750
サービス提供体制強化加算Ⅰ			60	6	12	18
初回加算Ⅰ（退院日、退所日に訪問）			3,500	350	700	1,050
初回加算Ⅱ			3,000	300	600	900
退院時共同指導加算			6,000	600	1,200	1,800
ターミナルケア加算			25,000	2,500	5,000	7,500
早朝加算（午前6時～午前8時）			所定単位数（金額）の25％を加算			
夜間加算（午後6時～午後10時）						
深夜加算（午後10時～午前6時）			所定単位数（金額）の50％を加算			
交通費			無料			
理学療法士・作業療法士による訪問看護 の減算			要支援：利用開始した日の属する月から起算して12月を 超えて利用する場合、所定単位数から5単位減算			

<医療保険による訪問看護を利用できる方>

主治医が訪問看護の必要を認めた方

- ・ 介護保険の対象でない（非該当）方
- ・ 介護保険対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方（癌末期、急性増悪期）

令和 7 年 6 月 1 日現在

サービス内容		金額（円）	利用者負担額（円）		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護基本療養費 （1 日につき）	週 3 日目まで	5,550	555	1,110	1,665
	週 4 日目以降（看護師）	6,550	655	1,310	1,965
	週 4 日目以降（療法士）	5,550	555	1,110	1,665
訪問看護管理療養費 1 （1 日につき）	1 日目	7,670	767	1,534	2,301
	2 日目以降	3,000	300	600	900
長時間訪問看護加算（90 分以上）		5,200	520	1,040	1,560
複数名訪問看護加算（看護師・週 1 日）		4,500	450	900	1,350
難病等複数回訪問加算（同日 2 回訪問）		4,500	450	900	1,350
難病等複数回訪問加算（同日 3 回訪問）		8,000	800	1,600	2,400
24 時間対応体制加算（月 1 回）		6,520	652	1,304	1,956
特別管理加算（重症度高）（月 1 回）		5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算（月 1 回）		2,500	250	500	750
緊急時訪問看護加算	月 14 日目まで	2,650	265	530	795
	月 15 日目以降	2,000	200	400	600
退院支援指導加算		6,000	600	1,200	1,800
退院時共同指導加算		8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算		2,000	200	400	600
訪問看護ターミナルケア療養費 1		25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費 2		10,000	1,000	2,000	3,000
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）（月 1 回）		780	78	156	234
訪問看護医療DX情報活用加算（月 1 回）		50	5	10	15
訪問看護情報提供療養費 1（市町村）		1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費 2（義務教育諸学校）		1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費 3（保健医療機関等）		1,500	150	300	450
早朝訪問看護加算（午前 6 時～午前 8 時）		2,100	210	420	630
夜間訪問看護加算（午後 6 時～午後 10 時）		2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算（午後 10 時～午前 6 時）		4,200	420	840	1,260
交通費		無 料			
【注意】 同一敷地内にある涌谷町国民健康保険病院の医師が指示書を交付している場合、訪問診察と訪問看護を同日に利用することはできません。（外来受診と訪問看護は同日に利用できます。）					

10 ご利用にあたってのお願い

- 訪問の際、利用者及びその家族の同意を得て訪問看護の提供に必要な範囲で、利用者及びその家族の消耗品（器具・材料・水道・電気・ガス・電話等）を使用させていただきます。
- 保険者証や必要な書類等の確認をさせていただきます。これらの書類について内容の変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- 都合によりやむを得ず訪問看護を中止する場合は、可能な限り訪問看護利用の1週間前までにご連絡ください。（ただし、利用者の容態の急変など、緊急の場合は除く。）
- 都合により訪問予定の変更をお願いする場合があります。
- 利用料は、利用月の翌月に請求書をお届けいたしますので、月末まで以下の涌谷町指定の金融機関に納入願います。（七十七銀行、新みやぎ農業協同組合、口座引き落とし対応）

【涌谷町指定金融機関】

七十七銀行・新みやぎ農業協同組合・仙台銀行・古川信用組合の各支店

11 苦情のご相談窓口

- 事業所相談窓口 T E L 0 2 2 9 - 4 3 - 3 8 8 0（直通）
事業所担当者 下平 裕子
受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
- 行政機関その他苦情受付機関

【涌谷町】 涌谷町健康課国保介護班	所在地 遠田郡涌谷町涌谷字中江南278番地 (涌谷町町民医療福祉センター内) 電話番号 0229-25-7972
【美里町】 美里町長寿支援課介護保険係	所在地 遠田郡美里町牛飼新町51 (健康福祉センターさるびあ館内) 電話番号 0229-32-2941
【大崎市】 大崎市高齢障がい福祉課	所在地 大崎市古川七日町1-1 電話番号 0229-23-6125
【登米市】 登米市福祉事務所長寿介護課	所在地 登米市南方町新高石浦130（南方庁舎内） 電話番号 0220-58-5551
【石巻市】 石巻保健福祉部 介護福祉課	所在地 石巻市穀町14-1 電話番号 0225-95-1111
宮城県国民健康保険団体連合会	所在地 仙台市青葉区上杉1丁目2-3 電話番号 022-716-9674